



『持続可能な越前市の 下水道事業をめざして』



下水道の役割

普段は目にする事のない下水道。でも、下水道は見えないところで私たちの安全・安心で、快適な生活を支えています。



街を清潔にする

出典:日本下水道協会ホームページ

役割1

私たちが家庭で使って汚れた水（汚水）は、家の下にある排水管を通して下水道管に流れていき、下水処理場に運ばれていきます。汚水をすみやかに排除してくれる下水道。下水道が整備されることで汚水が直接街に流れなくなるため、街が清潔に保たれ、ハエ・蚊等の害虫や悪臭の発生も防ぐことができます。



街を浸水から守る

出典:日本下水道協会ホームページ

役割2

近年、雨の降り方が変わってきています。1時間50mmを超える集中豪雨の年間発生数がここ数年増えてきているほか、短時間で局地的に大量の雨が降る「ゲリラ豪雨」の発生件数も年々増えています。市街地の雨をすみやかに排除し、私たちの暮らしを守ることも下水道の大きな役割。街に雨水が溜まり水浸しにならないよう、素早く排水してくれているのです。

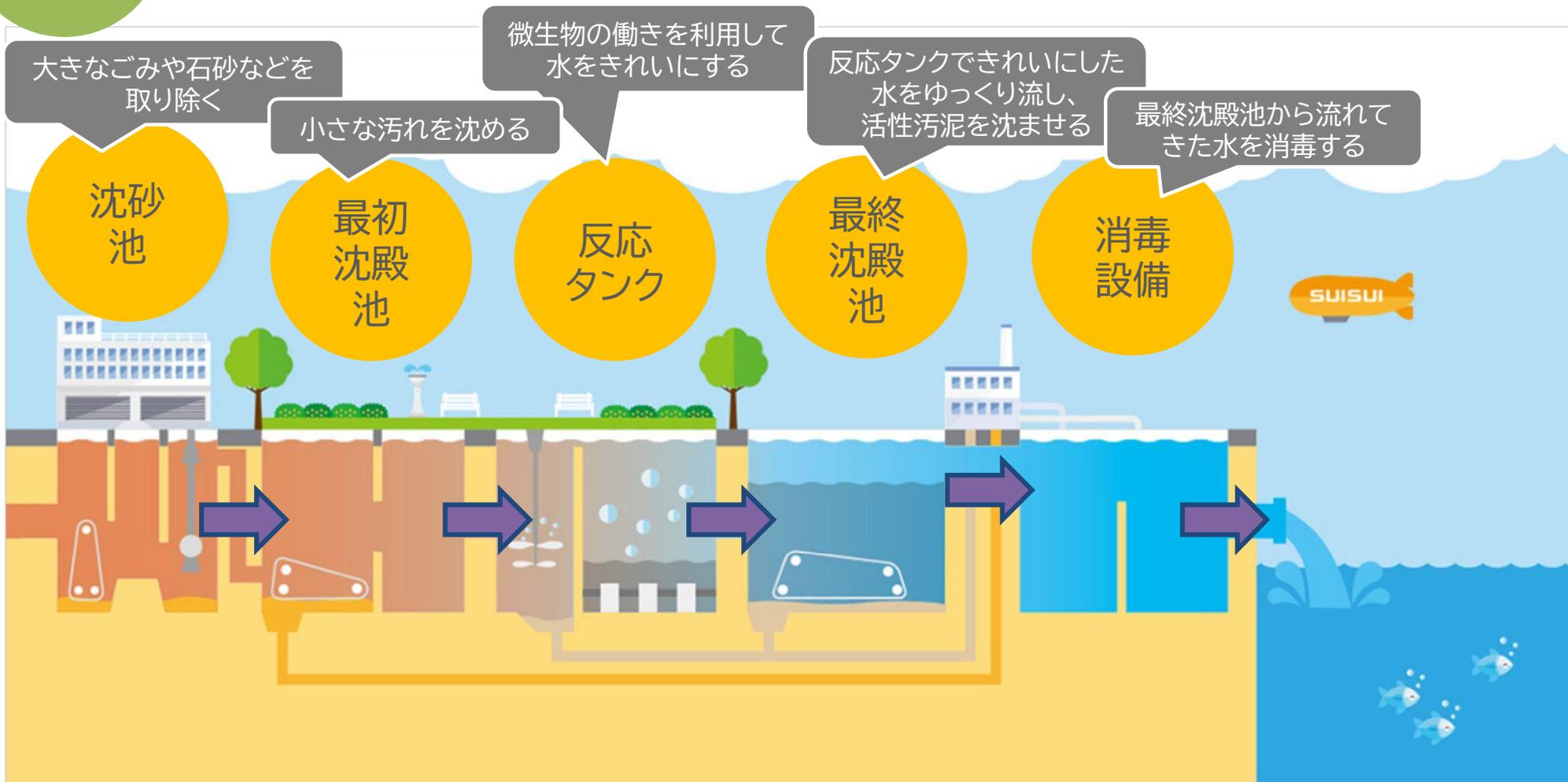


身近な環境を守る

出典: 日本下水道協会ホームページ

役割3

街や工場から下水道管を通して流れてきた汚水は下水処理場に運ばれます。
下水処理場でさまざまな処理を行いきれいになった水は、消毒して川や海に戻します。



役割4

エネルギー・資源を創る

出典:日本下水道協会ホームページ

下水処理場では、汚水をきれいに処理するだけでなく、下水処理場できれいになった水を再生水として利用したり、下水処理の過程で発生したバイオガスを自動車燃料や都市ガスとして利用したり、下水汚泥からリンを回収して肥料を作ったり等、エネルギー・資源を創りだしています。



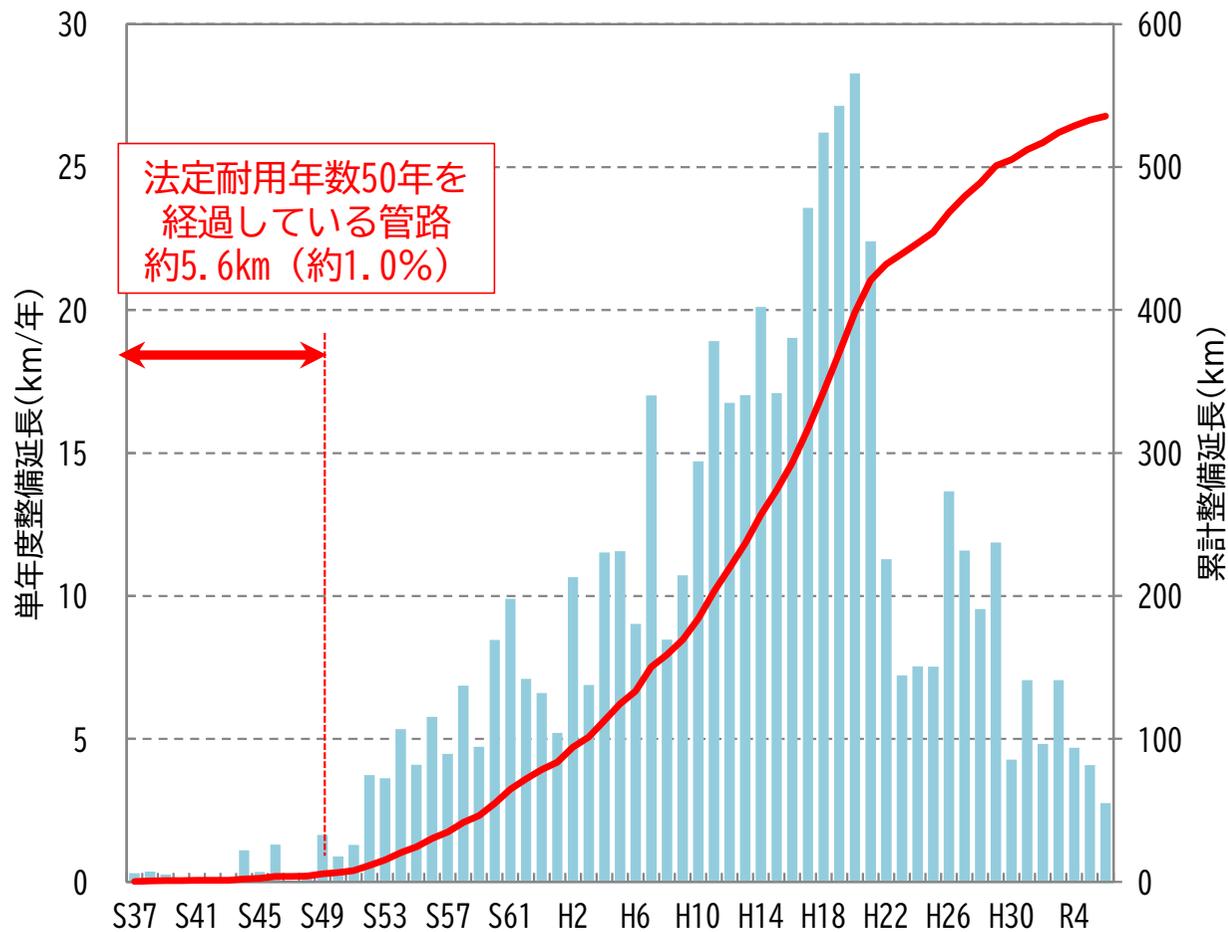
越前市の下水道について



凡例	
	公共下水道区域
	公共下水道区域(今回追加)
	農業集落排水地区
	林業集落排水地区
	合併処理浄化槽整備区域
	公共下水道処理場
	農(林)集落排水処理場

	R7.4.1現在 (R6年度決算値)	処理場	事業開始	管路延長	整備率	汚水処理 人口	汚水処理 人口普及率	水洗化率
集合処理 (共同)	公共+特環下水道	3か所	昭和55年	約505km	88.6%	65,918人	82.1%	91.1%
	農林業集落排水	7か所	昭和62年	約44km	100.0%	3,290人	4.1%	90.5%
個別処理 (各住宅)	戸別公共浄化槽	415基	平成15年	—	100.0%	980人	1.2%	90.4%
	個人設置型合併浄化槽			約549km		6,168人	7.7%	
				約549km		76,356人	95.1%	

下水道管の布設年度別整備延長



汚水管	約487km
雨水管	約 18km
農林集管	約 44km
合計	約549km

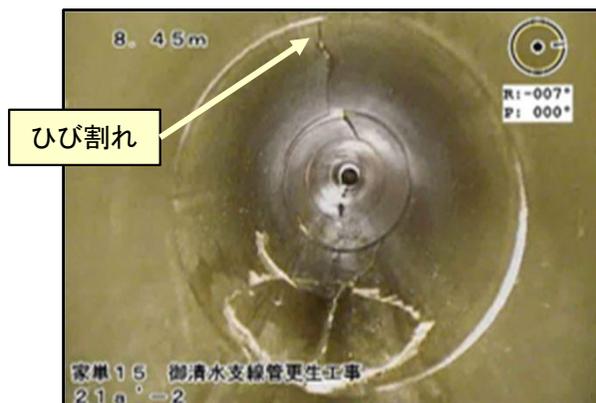
道路陥没のイメージ



下水道管の老朽化対策

- 老朽化の現状
 - ・約549kmの下水道管を維持管理（令和6年度末）
 - ・50年を経過している下水道管は約5.6km 全体の約1.0%（法定耐用年数は50年）
- 老朽化の対策
 - ・5年に1回の頻度で、腐食の恐れが大きな管路について点検を実施（R1～2・R7）
（管内テレビカメラ等で、腐食状況や破損・ひび割れ箇所などをチェック）
 - ・点検結果により、異状が確認できた箇所は、計画的に修繕工事を実施（管更生工事など）
- 管更生工事
 - ・道路を掘り返さずに、下水道管の内側から特殊な材料を用いてコーティングや補強を行い、新品同等の性能・寿命を回復させる工事

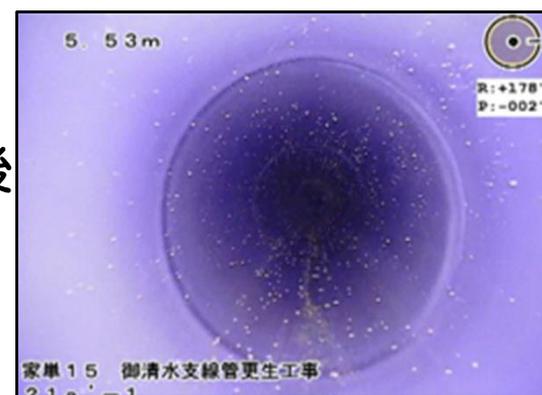
更生前



ひび割れが破損につながり、土砂が流入すると道路陥没の原因となる



更生後



内側から特殊な材料を用いてコーティングや補強

下水道管布設工事や老朽化点検の様子



下水道管布設工事の様子



点検の様子

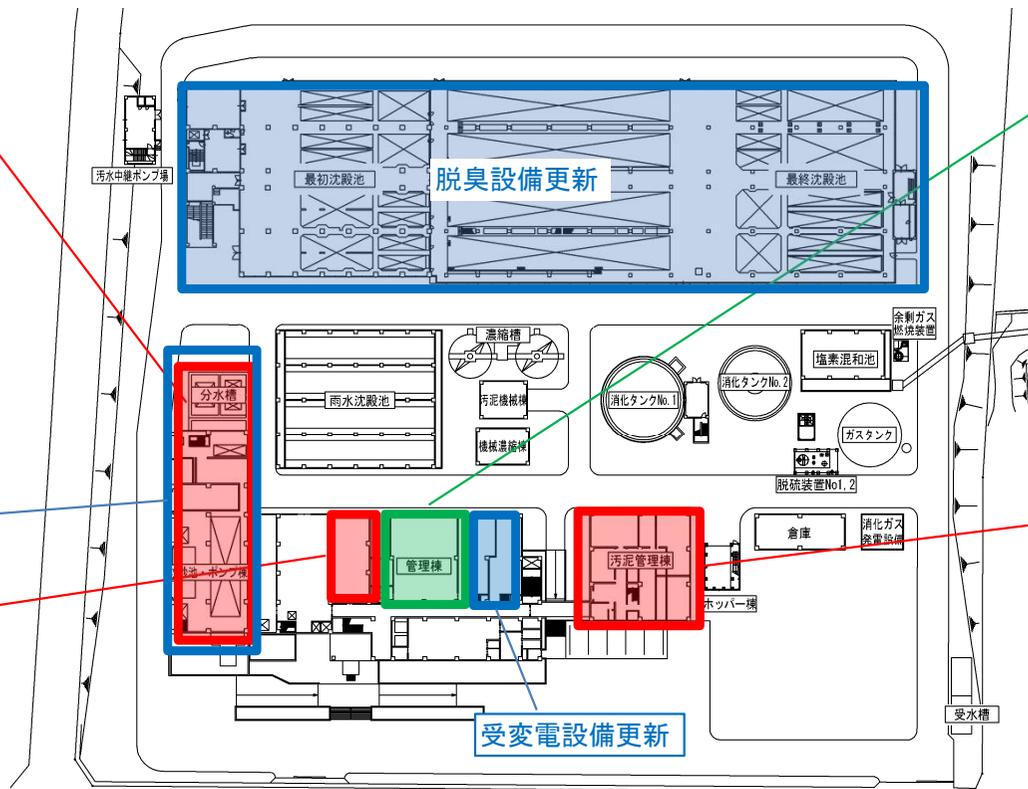
家久浄化センターの設備更新状況

②R5,6 No.2汚水ポンプ整備
No.3汚水ポンプ更新(地下1階)



脱臭設備更新
揚砂機更新

④R6,7 自家発電設備更新(1階)



受変電設備更新

①R3,4 中央監視装置更新(3階)



③R5,6 汚泥搬送設備更新(1階)



緑色:更新済
赤色:更新中(予算措置済)
青色:R7以降の更新予定

処理施設の老朽化対策

更新前



●家久浄化センターの建設時に設置され、46年経過した
自家発電設備を令和6、7年度に更新しました。

更新後

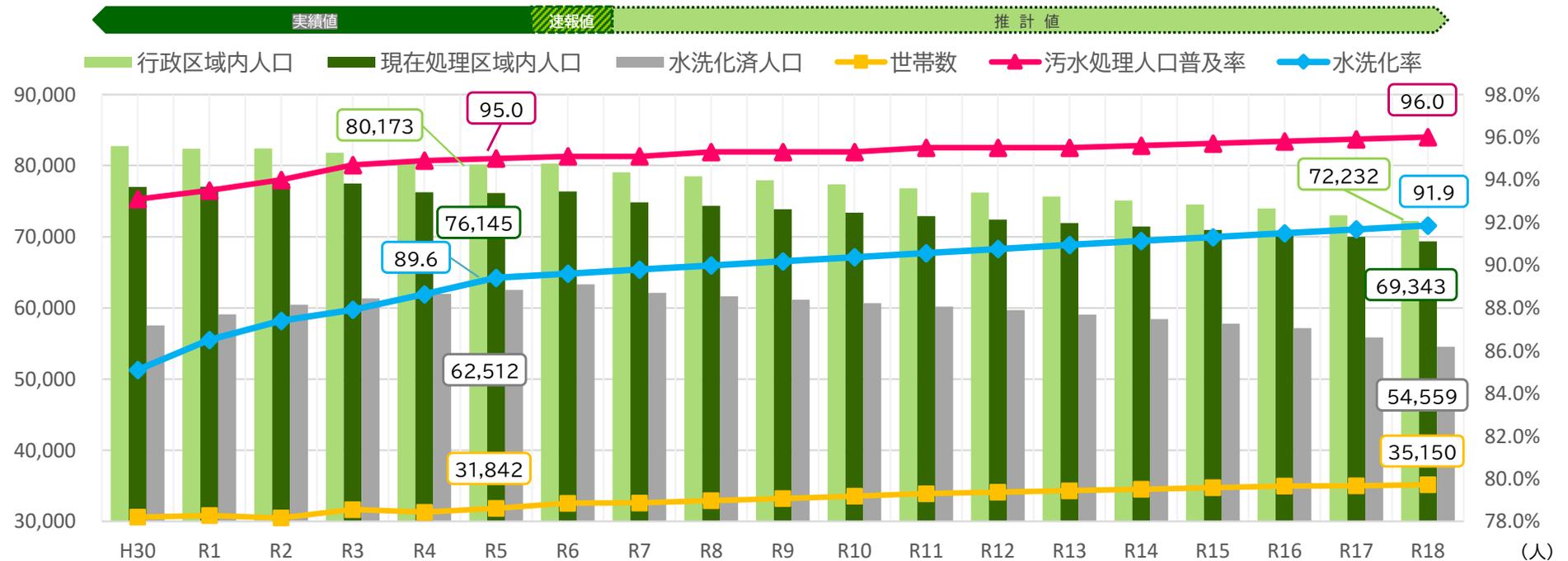


工事中



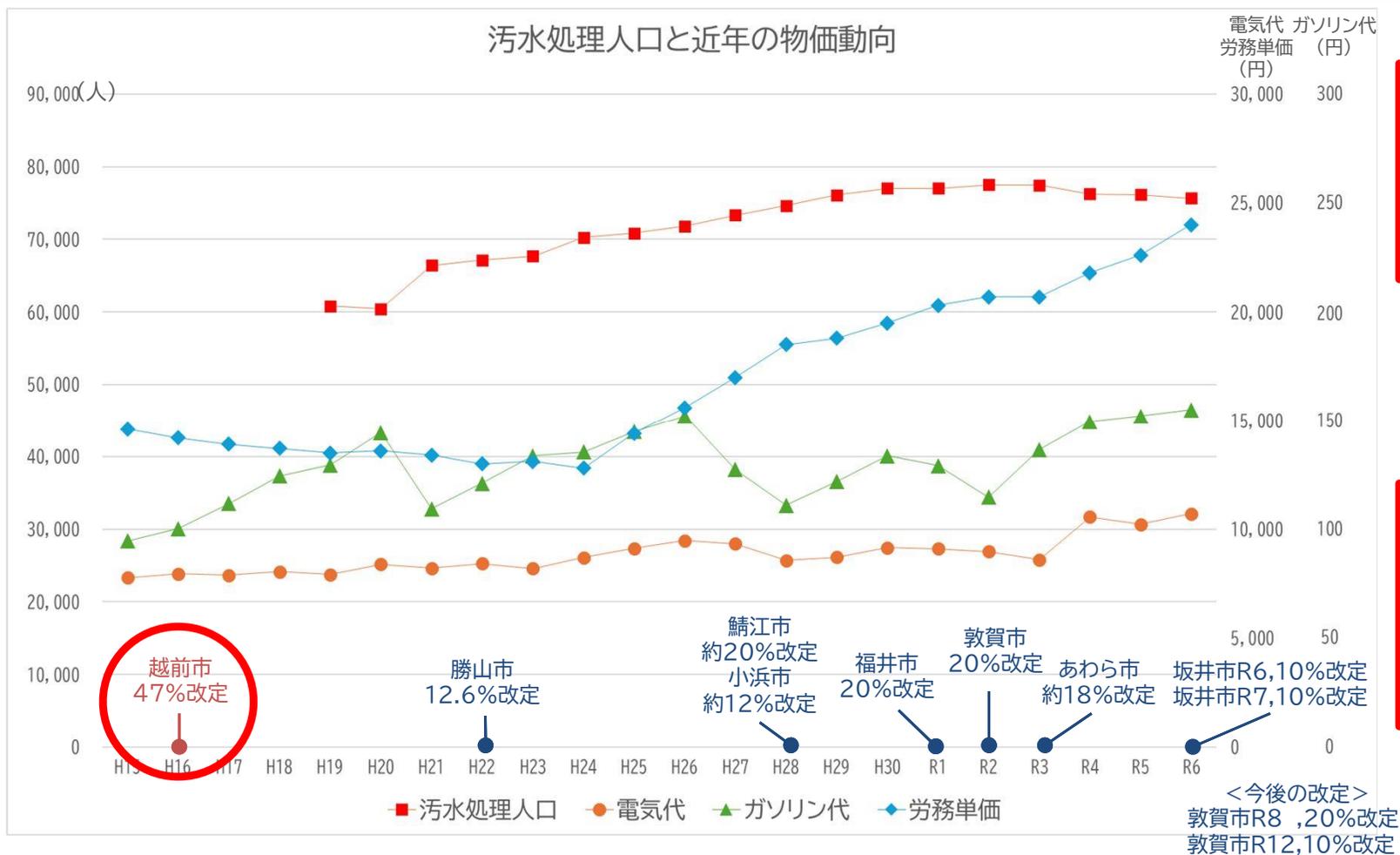
汚水処理人口の見通し

◆ 人口減少に伴い、処理区域内人口及び水洗化済人口ともに減少を見込む。単身世帯の増により世帯数は増加する見込み。汚水処理人口普及率及び水洗化率は増加する見込み。



	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
行政区域内人口	82,754	82,363	82,395	81,799	80,337	80,173	80,264	79,045	78,481	77,917	77,353	76,789	76,225	75,661	75,097	74,533	73,969	73,000	72,232
世帯数	30,592	30,829	30,510	31,667	31,295	31,842	32,562	32,596	32,907	33,227	33,559	33,903	34,106	34,314	34,528	34,748	34,974	35,013	35,150
現在処理区域内人口	77,009	77,036	77,487	77,474	76,252	76,145	76,356	74,815	74,334	73,852	73,370	72,887	72,403	71,918	71,432	70,949	70,465	69,976	69,343
水洗化済人口	57,536	59,107	60,424	61,328	61,964	62,512	63,298	62,114	61,626	61,141	60,659	60,181	59,705	59,065	58,424	57,789	57,160	55,843	54,559
汚水処理人口普及率	93.1%	93.5%	94.0%	94.7%	94.9%	95.0%	95.1%	95.1%	95.3%	95.3%	95.3%	95.5%	95.5%	95.5%	95.6%	95.7%	95.8%	95.9%	96.0%
水洗化率	85.1%	86.5%	87.4%	87.9%	88.6%	89.4%	89.6%	89.8%	90.0%	90.2%	90.4%	90.6%	90.8%	91.0%	91.1%	91.3%	91.5%	91.7%	91.9%

物価動向について



(参考)

処理施設 電気代	電気料 (千円)
R4	76,388
R5	83,893
R6	99,760
R7(上半期のみ)	50,748

適正な下水道使用料の考え方



※越前市下水道事業経営戦略投資財政計画より使用料算定期間(R7からR11年度)の経費及び使用料より算出

※汚水処理に必要な経費に含まれるもの:

職員給与費、修繕費、材料費、電力費、委託料、減価償却費、下水道施設の建設の際に借り入れた借り入れの元金及び利息等(公費負担分を除く)

公営企業の基本原則

- ✓ 公営企業会計は、独立採算制の原則のもと経営を行います。

適正な経費負担区分を前提とした 独立採算制の原則

独立採算制の原則（地方公営企業法第17条の2第2項）

地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。



経費負担区分（地方公営企業法第17条の2第1項）

その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

例) 雨水処理の要する経費・・・

自然現象に対する浸水対策であり、公益な目的であるため公費負担とされている。
他にも、公費負担とされている経費は総務省操出基準(P10参考)にて明らかにされている。

一般会計に
おいて
負担するもの

汚水の処理費用は、
使用者から徴収する
下水道使用料収入に
よって運営されなけれ
ばならない。

下水道事業を取り巻く課題

施設の老朽化に伴う
更新費用の増加

人口減少による
使用料収入の減少

電気代や資材費の高騰な
どによる経費の増加

一般会計(税金)に依存の
状態からの脱却

・職員の数やノウハウの継承不足

・地震や豪雨などの自然災害

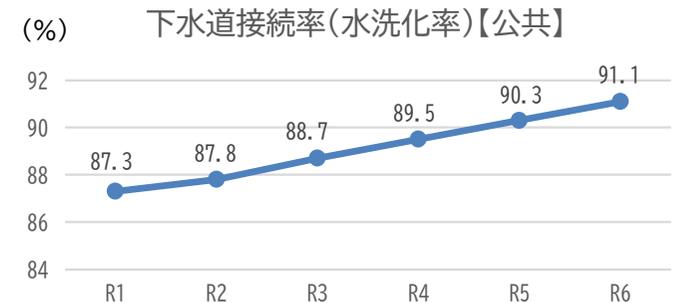
収益改善と経費削減の取組について

・収益改善への取組

奨励金制度を創設し、下水道への早期接続を促進してきました。未加入世帯に対しては、通知の送付や電話連絡等により、引き続き接続の働きかけを行っております。また、未納者に対する滞納整理を強化し、収納率の向上に努めております。

下水道使用料収納率

R1	R2	R3	R4	R5	R6	平均
99.4	99.4	99.1	99.8	99.4	99.7	99.49



1%の加入世帯が増加した場合、約250世帯の増加となり、1世帯あたり平均20m³/月の使用量で換算すると、年間約840万円の増収が見込まれる。なお、令和5年度に下水道整備が概成した後は、加入世帯数の増加ペースは鈍化する見込みである。

・業務効率化による人件費の削減

平成20年より処理施設の包括的民間委託を継続し、人件費の抑制を図っております。また、令和5年度には水道課と下水道課を統合し、業務の効率化を進めております。合併後の平成18年末には職員数が24人でしたが、令和6年度末時点では12人となっており、**12人の削減(約50%の削減)**を実現しております。

職員給与平均で換算すると約6千5百万円の削減
R5平均給与5,436千円×12人

経費削減の取組（処理施設の包括的民間委託）

市では、持続可能な下水道事業の運営に向け、平成20年より処理施設の維持管理業務の包括的民間委託を導入しています。

●包括的民間委託とは

複数の業務（水質管理、施設の運転操作および保守点検、小規模修繕等）を一括して、複数年契約で民間事業者へ委託する手法。コスト削減、職員の負担軽減、業務の効率化や質の向上など民間のノウハウを活かした効率的な維持管理が可能となる。

●現契約

公共下水道施設維持管理業務包括委託

業務期間：R4.4.1～R9.3.31 委託業者：(株)福井プラントメンテ

農林業集落排水施設維持管理業務包括委託

業務期間：R4.4.1～R9.3.31 委託業者：北陸環境保全(株)



今後も引き続き委託業者と連携しながら施設の適正な維持管理に努めるとともに、ストックマネジメント等各種計画を策定しつつ、老朽化・耐震化対策を効果的・効率的に進め、持続可能な下水道事業に取り組んでまいります。

経費削減の取組について(広域化、収益確保)

・広域化共同化による経費の削減と収益の確保

家久浄化センターでは、し尿・浄化槽汚泥と下水汚泥の共同処理を行う「汚泥処理共同化事業」を令和6年4月より供用開始し、施設整備および維持管理に係るコスト削減を図っております。また、し尿を受け入れる際に要する経費については、南越清掃組合から負担金収入として受け入れております。

今後は、越前市下水道整備基本構想に基づき、農業集落排水施設の一部について公共下水道への統合を検討し、処理施設の効率化を進めることで、一層の経費削減を目指してまいります。



し尿処理負担金収入(南越清掃組合より)
R6 2千7百万円、R7(予算) 2千3百万円



太陽光屋根貸し事業 約12万円(年間)

R6消化ガス売却収益 約120万円(年間)

・経費削減と事業外の収益の確保

汚泥処理の過程で発生する消化ガスを有効活用し、家久温水プールのボイラーや発電機の燃料として売却することで、収益確保につなげています。さらに、電気料金の削減を図るため、建物の耐震性向上とあわせて太陽光発電設備の導入も検討しており、再生可能エネルギーの活用を通じた一層の経費削減を目指しています。

経費削減の取組について(普及活動)

・下水道のPR活動

市では、下水道が私たちの暮らしを支えている大切な社会インフラであることを、皆さまにわかりやすくお伝えするためのPR活動を行っています。これらの取り組みは、すべて職員の手づくりで行っており、可能な限り経費をかけない工夫をしています。例えば、出前講座や下水処理場の見学会やホテル観賞会各種イベントへの出展などです。こうした活動を通じて、「下水道の役割」「下水道を未来へ引き継ぐ大切さ」を、楽しみながら知っていただけるよう努めています。今後も、必要な経費を抑えつつ、市民の皆さまに身近に感じていただけるPR活動を進めてまいります。



水道料金・下水道使用料等協議会

下水道使用料の適正水準について検討するため、令和7年5月28日に、学識経験者や使用者代表など11名で構成する越前市水道料金・下水道使用料等協議会を設置。
計5回にわたり審議を行い、令和8年1月27日に意見を取りまとめ、市へ答申書が提出された。



協議会の様子



令和8年1月27日に市へ答申を行った時の様子

答申書の概要について

改定案概要

(1)使用料算定期間

令和7年度から令和11年度まで(5年間)

(2)使用料算定方法

総括原価(使用料対象経費)方式

※今回の改定においても、将来施設更新等に必要な内部留保資金となる資産維持費は含んでいない。

(3)平均改定率

・下水道使用料 **25.0%**

※前回改定:平成16年4月改定 以降改定なし(消費税改定を除く。)

(4)料金体系

基本料金及び超過料金からなる**二部料金制は維持**

基本水量1か月当たり**10m³**を1か月当たり**5m³**に変更

超過料金は**逡増型を維持**

(5)改定方針

料金改定や基本水量を変更することによる影響(急激な金額の増加、格差拡大)を極力抑える。

従量料金はバランスよく改定率を反映させる。

(6)実施時期

下水道事業の厳しい経営状況を踏まえると早期の実施が望ましいことから、**改定時期を令和8年10月メーター検針分(8月使用分)より**に実施することが適当である。

附帯意見について

1	下水道使用料の改定に当たっては、市民生活等に与える影響を最大限に考慮して、段階的な引き上げ等により負担の平準化を図るなど、利用者の負担軽減が図られるような措置を講じること。また、下水道事業に対する理解が更に深まるような情報発信に努め、速やかに周知を図ること。
2	社会情勢や経営環境を適切に反映するため、経営戦略については5年を目途に改定するとともに、それによる財政シミュレーションを踏まえ、使用料の適正水準についても5年ごとを目途に検証すること。
3	施設・機械電気設備などの更新に伴い、今後、下水道事業では多額の更新費用が見込まれることから、安定的な資金確保のため、次回の使用料改定においては、資産維持費の算入を検討すること。
4	基本水量については、節水機器の普及や家族形態、ライフスタイルの多様化などにより基本水量を下回る世帯が年々増加傾向となっていることを踏まえ、使用水量が少ない世帯との公平性を図る観点からも、引き続きその在り方を検討すること。
5	汚水処理人口の減少が見込まれる中、持続可能な下水道サービスの供給及び確保を図るため、ダウンサイジング等による事業の効率化、起債借換えの検討を含めた経費の削減、未収金の解消、広域化、ストックマネジメントの実施などにより、引き続き経営の効率化及び基盤強化を進めるとともに、民間活力の導入及び連携、DXの推進等にも積極的に取り組み、一層の経営健全化に努めること。

下水道使用料改定後の料金表（1か月あたり）について

汚水種類	現行使用料		超過水量	改定後使用料		改定内容	
一般汚水	基本料金	1,100円 (基本水量 10m ³)	5m ³ 以下	基本料金	1,250円 (基本水量 5m ³)	基本水量引き下げ 10m ³ →5m ³	
			5m ³ を超え10m ³ 以下 1立方メートルにつき		25円		新設の料金区分
	超過料金	133円	10m ³ を超え30m ³ 以下 1立方メートルにつき	超過料金	166円	基本料金 + 5m ³ ×25円 = 1,375円	
			30m ³ を超え50m ³ 以下 1立方メートルにつき		203円		
			50m ³ を超え100m ³ 以下 1立方メートルにつき		221円		
			100m ³ を超え300m ³ 以下 1立方メートルにつき		240円		
			300m ³ を超え 1立方メートルにつき		258円		
特別汚水	基本料金	40円	5m ³ 以下	基本料金	50円	基本水量引き下げ 10m ³ →5m ³	
			5m ³ を超え10m ³ 以下 1立方メートルにつき		超過料金		5円
	超過料金	4円	10m ³ を超えるもの 1立方メートルにつき	既存超過料金に 平均改定率を乗じた額			

1,100円
の25%増
1,375円

従量料金
平均改定率
25%
(1円以下
四捨五入)

基本料金
+ 5m³×25円
= 1,375円

※使用料は表に基づき算出した使用料基礎額に、100分の110を乗じて得た額(1円未満切り捨て)

下水道使用料改定案(浄化槽使用料体系) について

平均改定率25%
(1円以下四捨五入)

種類	収入区分	現行使用料	改定内容	改定後使用料
一般住宅	基本料金	2,300円	平均改定率を乗じた額	2,875円
	世帯員1人当たり	500円	平均改定率を乗じた額	625円

戸別公共 浄化槽	7人槽まで	6,600円	平均改定率を乗じた額	8,250円
	8から10槽まで	8,100円	平均改定率を乗じた額	10,125円
	11から15人槽まで	11,300円	平均改定率を乗じた額	14,125円
	16から20人槽まで	14,800円	平均改定率を乗じた額	18,500円
	21から30人槽まで	21,500円	平均改定率を乗じた額	26,875円
	31から40人槽まで	25,900円	平均改定率を乗じた額	32,375円
	41から50人槽まで	30,300円	平均改定率を乗じた額	37,875円

※使用料は表に基づき算出した使用料基礎額に、100分の110を乗じて得た額(1円未満切り捨て)

使用料改定の影響について(1カ月分の使用料・税込)

ケース1 使用水量が1カ月8m³の場合 (単身世帯など)



現 行	改定後
1,210円	1,475円 (+265円)

ケース2 使用水量が1カ月16m³の場合 (2人世帯など)



現 行	改定後
2,087円	2,608円 (+521円)

ケース3 使用水量が1カ月20m³の場合 (3~4人世帯など)



現 行	改定後
2,673円	3,338円 (+665円)

ケース4 使用水量が1カ月30m³の場合 (5~6人世帯など)



現 行	改定後
4,136円	5,164円 (+1,028円)

安全で快適な暮らしを守り続けるため、



市民の皆さまと共に、持続可能な下水道事業を目指してまいります。